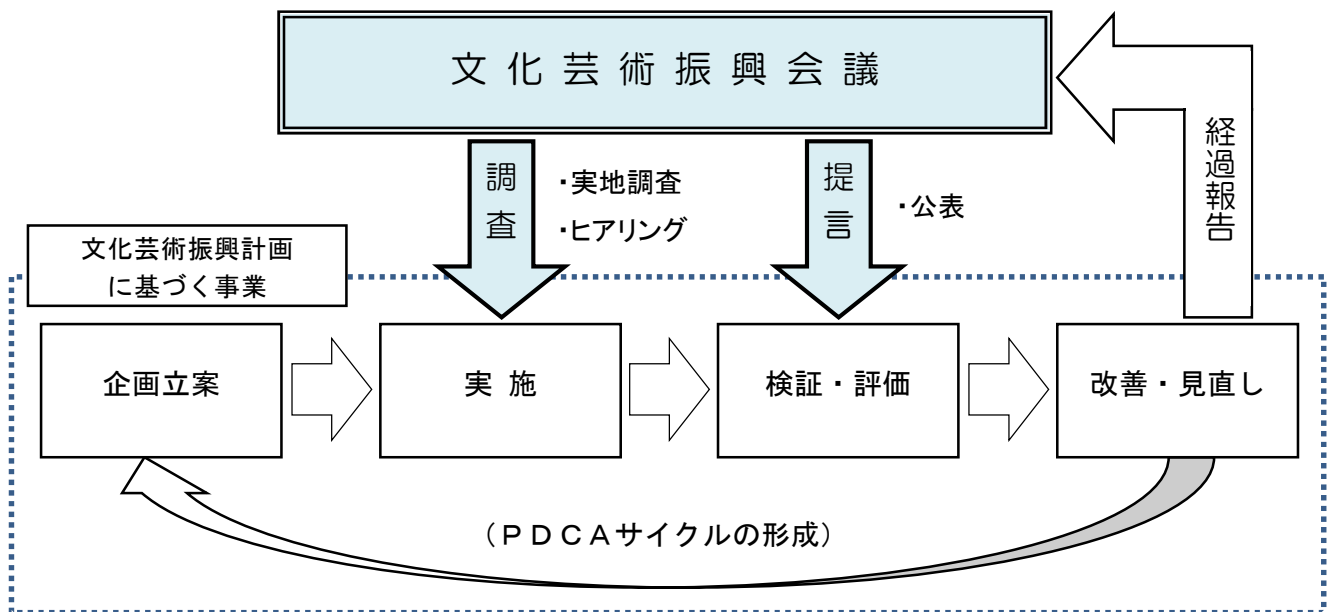


文化アセスメントについて

1 文化アセスメントとは

- ・文化アセスメントは、文化芸術振興条例第8条に基づき実施されるもので、文化芸術振興計画に基づく事業の成果又は経過について文化芸術振興会議が実地調査を行い、評価や提言等について市長に報告を行う。
- ・報告を受けた市長はその内容を公表するとともに、提言等を反映させるよう努める必要がある。

<文化アセスメントのイメージ図>



2 評価方法

- ・下記の項目に沿って評価した上で総合評価を行い、事業推進に向けた改善点等の提言を行う。

<評価項目>

- (1) 事業の目的（設定の妥当性、達成度、達成手段の妥当性）
- (2) 文化芸術振興計画における該当施策の各視点を踏まえた評価
 - ・基本目標1：文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり
 - ・基本目標2：人材の育成とつながりによる地域課題への対応
 - ・基本目標3：市民が文化芸術に触れる場と機会の創出

<総合評価>

- A 継続
 - B 改善
 - C 見直し
- ⇒ 改善点等の提言

3 公表

- ・文化アセスメントの実施内容については文化芸術振興条例に基づき、公表することとされており、文化芸術振興会議から市長に提出された報告書を本市ホームページで公表する。

4 提言内容の実施

- ・市長は、提言の内容を実施するよう努めるとともに、その後の経過について提言の次年度から5年間、文化芸術振興会議に報告する。また、本市ホームページでその内容を公表する。